

令和7年12月9日
事務連絡

各県・指定都市・中核市 災害復旧費担当課（室） 御中

東北厚生局
健康福祉部健康福祉課

令和7年12月8日の青森県東方沖地震に係る災害復旧費国庫補助金
対象施設の被災状況の確認・情報提供等について

令和7年12月8日の青森県東方沖地震による被災施設について、災害復旧事業を円滑に実施するため、下記のとおりご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 被災状況の確認・報告等

(1) 社会福祉施設等

災害発生に関しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被害状況の把握等について」(令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)の2(1)及び(2)に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課へ情報提供することとなっております。

この報告の際には、引き続き、東北厚生局健康福祉部健康福祉課にも情報提供いただきますようお願いいたします。

(2) 児童福祉施設等

災害発生に関しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被害状況の把握等について」(令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)の2(1)及び(2)に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について

迅速かつ的確な把握に努めるとともに、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室へ情報提供することとなっております。

この報告の際には、引き続き、東北厚生局健康福祉部健康福祉課にも情報提供いただきますようお願ひいたします。

（3）保健衛生施設等

災害発生に関しては、「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（平成25年12月16日健総発1216第2号厚生労働省健康局総務課長通知）の別紙「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」の1に基づき、管内保健衛生施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、引き続き、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に報告をお願いいたします。

（4）留意事項（共通）

- ・施設の被害が災害復旧費国庫補助に該当するかどうかに関わらず、国庫補助対象である施設種別の全ての施設について被害状況を確認し、被害があった場合には、被害状況をお知らせください。
- ・建物本体の被害だけでなく、建物と一体的とみなされる設備（電気設備、ボイラー設備、給排水設備等）に被害があった場合にも、被害状況をお知らせください。

2. 協議書の提出等

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助、又は保健衛生施設等災害復旧費国庫補助による災害復旧事業の協議を行う場合には、以下により、協議書の提出をお願いいたします。

（1）社会福祉施設等

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発0213003号、老発第0213001号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の2に基づき、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議をお願いいたします。

（2）児童福祉施設等

「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（令和5年6月20日こ成事333号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）の2に基

づき、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議をお願いいたします。

(3) 保健衛生施設等

保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領の2に基づき、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議をお願いいたします。

(4) 協議書の提出期限（共通）

協議書は災害発生の日から30日以内に、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局あて提出することとなっております。（被害の状況によっては、延長措置が取られる場合もございます。その際は、別途ご案内いたします。）

つきましては、期限までに、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に災害復旧費国庫補助の協議書の提出をお願いいたします。

また、併せて別添様式にて協議一覧を作成して提出してください。

提出にあたっては協議施設の漏れが無いよう、十分な確認をしていただくとともに、業者見積書の徴取に時間を要するなど、期日までの提出が難しい場合には、個別に対応いたしますので事前にご相談ください。

なお、協議書の提出にあたっては、参考として添付したチェックリストにて協議内容に不備がないかご確認をお願いします。チェックリストは協議書に添付してください。（幼保連携型（又は幼稚園型）認定こども園については、取扱いが大きく異なる部分があるため、関係通知等をよくご確認いただいて、協議書内容等のチェックをお願いいたします。）

3. 特記事項（共通）

(1) 協議書関係

以下の事項に留意の上、災害復旧費国庫補助に係る協議書の提出をお願いいたします。

- 災害復旧費の協議の対象は、今回の災害で被災した災害復旧費国庫補助の対象施設の建物及び設備（建物と一体的に復旧されるべきものと認められる電気設備、ボイラー設備、給排水設備等）の復旧であること。
- 対象となるのは設置主体が自己所有する建物であること。
- 寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本であり、補助対象外の経費を計上しないこと。
- 復旧の程度は、最小範囲での「原形復旧」が原則であり、被災に因らないと見なされる工事、被災の範囲を超えて行う工事等は減額または対象外とされることがあること。
- 防犯対策等の理由によるブロック塀等の外構については、通常整備にお

いて一部補助メニューがあることから、通常整備に準じて補助メニューのある項目に限り補助対象となりうること。該当がある場合には個別にご相談いただきたい。

- 複数の施設が併設（特養と老人短期入所施設など）している場合には、施設種別ごとの所要額を明確にした上で、施設種別ごとの協議となること。（共有部分の所要額は適切な方法（定員、専有面積等）で按分する。）
- 協議額が施設種別ごとに国庫補助基準額以上であること。
- 協議額の算出にあたっては、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」の第8によること。なお、建物の補修等については、現地適正単価を適用して差し支えないこととされており、この場合には、複数の業者（3者以上）の見積書を比較して最も安価な金額を協議額とすること。
- 現地適正単価による協議にあたっては、工事費と諸経費（現場管理費、一般管理費、法定福利費等）は明確に区分すること。
- 被災事実確認のため、被害状況（箇所、程度、寸法等）を確認できる図面及び十分な写真を添付すること。
- 写真の撮影にあたっては、施設の全景、被害箇所の遠距離からの撮影、接写での撮影、被害箇所の複数の角度からの撮影を組み合わせる、被害箇所にメジャー等を添えて撮影するなど、被害の箇所や程度、範囲、寸法等が正確にわかるようにすること。
- 修繕済みの場合には、被害状況（修繕前の破損等の状況）、修繕後の状（復旧後の状況）のそれぞれが分かる十分な写真（※必要に応じ修繕内容がわかる施工中写真も加える）を添付すること。
- 写真、図面及び業者見積書等に共通番号を付すなどして、被災箇所と被災の程度、及び該当被災箇所を修繕するための費用が一連で確認できるようすること。
- 業者見積書は、施工内容及び費用の積算根拠が明確であること。（1式や1箇所で計上されている場合、費用の積算根拠が確認できず、金額の妥当性が判断できないため、別紙等で詳細を示してもらう必要がある。）
- 機械内部の故障など、写真では被害が確認できない（外見では判断が難しい）ものについては、写真のほか第三者（専門業者等）による調査報告書（被害状況報告）や意見書など、被害状況を明らかにできる資料を添付すること。
- 建具の動作不具合など、写真では被害が確認できない（外見では判断が難しい）ものについては、不具合の様子を動画で記録するなど、被災状況を示すことができるようすること。
- 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものや、維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものが含まれていないこと。

- 幼保連携型（又は幼稚園型）認定こども園については、上記留意事項の取扱いと異なる場合があるので、関係通知等をご確認いただくとともに、不明な点は個別にご相談すること。
- 利用者等の安全確保の観点から、被災後速やかに復旧を行う場合は、協議書の提出・査定前に着工することは差し支えない。ただし、厚生局に一報すること。

（2）災害復旧事業の早期着工及び被災状況の的確な記録

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、厚生労働省、こども家庭庁の所管部局及び東北厚生局健康福祉部健康福祉課と連絡を密にし、必要に応じ応急仮設工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めていただきますようお願いいたします。

特に、応急仮設工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、着工前の被災状況及び完了後の状況を写真等により的確に記録し、実地調査等に支障を生じることがないようお願いいたします。

4. その他

- ・今後、予算措置等の関係で、必要に応じて、対象施設や所要額（見込み）等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・協議にあたっての照会等については、できるだけ電子メールを活用していただきますようご協力をお願いいたします。

<p>【照会先】 厚生労働省東北厚生局 健康福祉部健康福祉課 電話：022-726-9261 メール：thkousei022@mhlw.go.jp</p>
